

主に下線太字箇所が国と県で異なる点

	肥料価格高騰対策事業（国）	沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業（県）
予算	令和4年度コロナ等対策予備費	令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
趣旨	肥料価格の高騰による農家経営への影響緩和のため、化学肥料2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割支援	肥料価格の高騰による農家経営への影響緩和等のため、農業者に対して、国が支援する肥料コスト上昇分の7割支援にさらに15%上乘せ支援。
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料2割低減のため、取組メニューから2つ以上実施 ・春肥（R4.11～R5.5）の購入分。 ※注文票+請求書or領収書等の添付 ・5戸以上の農業者グループでの申請 ・肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく届出または登録された肥料 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料低減の取組は課さない ・春肥（R4.11～R5.3）の購入分 ※注文票+請求書or領収書等の添付 ・5戸以上の農業者グループでの申請 ・肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく届出または登録された肥料
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・R5春肥は、令和5年5月15日から6月30日 ※国事業と県事業の申請書は各々提出が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年春肥は、令和5年4月17日～6月12日 ※国事業と県事業の申請書は各々提出が必要となる
支援額 (算定式)	<p>支援額＝肥料コスト増加分※1×0.7</p> <p>※1 肥料コスト増加分＝当年の肥料費－(当年の肥料費÷価格上昇率※2÷0.9)</p> <p>※2 価格上昇率：当年と前年の農作物価統計より国が算定 なお、R5春肥は「1.4」。</p> <p>※国事業の含税について（国HPのQ&A問5-6より）</p>	<p>補助金額＝肥料コスト増加分※1×0.15</p> <p>※1 肥料コスト増加分＝当年の肥料費(税抜)－(当年の肥料費(税抜)÷価格上昇率※2÷0.9)</p> <p>※2 価格上昇率：当年と前年の農作物価統計より国が算定 なお、R5春肥は、「1.4」。</p> <p>※県事業の除税について（県要綱第2条関係別紙より）</p>
事業の流れ	<p>国⇔沖縄県肥料コスト低減体系緊急転換協議会⇔農業者の組織する団体等（取組実施者）⇔農業者</p> <p>※採択決定後、協議会より、取組実施者へ支援金の振込後、農業者への支払い(取組実施者から農業者への振込手数料は支援金対象外)</p> <p>※立替払は発生しない。</p>	<p>沖縄県⇔農業者の組織する団体等（事業実施主体）⇔農業者</p> <p>※交付決定後、事業実施主体より農業者へ補助金の振込（事業実施主体から農業者への振込手数料は補助金で対応可能）</p> <p>※立替払いの発生。(概算払制度あり)</p> <p>※農業者への振込実績をもって、実績報告書の提出（振込確認あり）</p>

※朱書きは修正や確定した点